

**都市計画法第53条第1項の規定に基づく許可及び
当該許可に係る同法第80条第1項の規定に基づく報告等に関する運用要領**

第1 目的

この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の規定に基づく許可（以下「許可」という。）及び当該許可に係る法第80条第1項の規定に基づく報告等について、事務の適正かつ円滑な執行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 許可申請

許可の申請は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「規則」という。）別記様式第10による申請書（以下「許可申請書」という。）に、規則第39条第2項各号に掲げる図書を添付するほか、以下の図書を添付して行うものとする。

	添付図書	備考
(1)	委任状	<ul style="list-style-type: none"> 代理人による許可申請の場合 押印不要
(2)	都市計画施設の区域等の位置を示す図面(写)	<ul style="list-style-type: none"> 申請地の範囲（赤枠等）を表示
(3)	案内図	<ul style="list-style-type: none"> 方位及び申請地の範囲（赤枠等）を表示
(4)	配置図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺1/500以上 申請地に関する都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域（以下「対象区域」という。）及び対象区域の位置の根拠となる寸法値を表示 対象区域外において許可を要しない建築物又は建築物の部分がある場合は、対象区域と当該建築物又は建築物の部分との距離を表示（当該距離が30cm以下の場合に限る。以下同じ）
(5)	各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> 対象区域を表示 対象区域外において許可を要しない建築物又は建築物の部分がある場合は、対象区域と当該建築物又は建築物の部分との距離を表示
(6)	立面図	<ul style="list-style-type: none"> 対象区域を表示 対象区域外において許可を要しない建築物又は建築物の部分がある場合は、対象区域と当該建築物又は建築物の部分との距離を表示
(7)	断面図	<ul style="list-style-type: none"> 2面以上 縮尺1/200以上 対象区域を表示 対象区域外において許可を要しない建築物又は建築物の部分がある場合は、対象区域と当該建築物又は建築物の部分との距離を表示
(8)	その他参考となるべき事項を記載した図書	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、構造図（矩計図）、外構図等

第3 許可の通知

区長は、申請について許可をしたときは、許可書（様式）を申請者に通知する。

第4 許可申請の取下げ

区長に許可申請書を提出した者は、区長が許可をする前に、申請を取り下げようとするときは、区長に届け出る。

第5 工事の取りやめ

許可を受けた者は、その工事を取りやめようとするときは、許可書その他区長が必要と認める書類を添えて、区長に届け出る。

- 2 前項の規定による届出は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定による工事の完了までの間に許可を受けた事項の変更が生じ、その変更に関する許可の申請を行う場合にあっては、当該変更前の建築物について、当該申請に係る許可を受ける日以降に行うものとする。

第6 許可を受けた事項の変更

第 2 の規定は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による工事の完了までの間に許可を受けた事項に変更が生じた場合における当該変更に係る許可の申請について準用する。

第7 報告

許可を受けた者は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による工事の完了までの間に許可を受けた事項に変更が生じた場合で、次の各号のいずれかに該当する変更をしたときは、第 6 の規定にかかわらず、法第 80 条第 1 項の規定に基づき報告する。

- (1) 申請者の氏名若しくは住所又は敷地の地名地番の変更
 - (2) 敷地面積、建築面積又は延べ面積の変更その他許可に係る許可申請書に添付した図書の内容の変更（対象区域外における建築物又は建築物の部分の変更、対象区域内における建築物又は建築物の部分の形態の変更を伴わない変更その他の許可を要しない変更に限る。）
- 2 前項の規定による報告は、申請者が報告書に、変更前と変更後の内容がわかる図面等を添えて、区長に届け出る。

第8 その他

この運用要領に定めのない事項は、別に定める。

附則

- 1 この運用要領は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この運用要領の施行前に、既になされた許可、申請の処分又は手続は、この運用要領によってなされた許可、処分又は手續とみなす。